



三宅町農作業機械 修繕支援事業補助金



三宅町では、環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、
下記事業を実施される方へ補助金を交付します。

補助対象となる方

販売を目的に三宅町内で**50a以上**耕作している農業者で、
地域計画の目標地図に位置付けられている方

補助対象事業

機械の長寿命化を目的とした修繕または生産性向上を目的とした
改修を対象とし、整備費用が**10万円以上**となる事業

※対象となる機械は田植え機、トラクター等の農作業機械に限る

補助金額

整備費用の**2分の1**（上限**10万円**）

※1農業者につき同一年度1回限り

申請方法

三宅町農作業機械修繕支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に
費用の見積書、機械の写真、耕作証明等を添付し、三宅町役場産業
共創課まで提出してください。

【問い合わせ先】

三宅町役場 産業共創課

☎ 0745-44-3071

[メール] sangyou@town.miyake.lg.jp

[H P] <https://www.town.miyake.lg.jp/>